

第5章 整備活用に関する方針

1. 特別史跡指定地内について

特別史跡指定地内

1) 第2次保存管理計画における整備活用状況

整備活用状況

① A 遺構整備活用地区

A遺構整備活用地区

先述のように第2次保存管理計画では、整備活用を進める対象地区としてA遺構整備活用地区を設定しているが、そのうちA1整備活用地区を対象に積極的に公有化や整備活用を進めてきている。

また、これらの既整備地区に関する課題については、第3次保存管理計画におけるS重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画の進展と並行して、来訪者の利便性向上を目的として、施設等の補修を逐次実施するとともに適切な維持管理を行う。

現段階での整備活用の状況や課題について簡単に整理すると以下のとおりである。

イ) A1 整備活用地区

A1整備活用地区

[政庁地区]

政庁地区

- * 近年の発掘調査成果により、第Ⅱ期遺構の解釈が変更されている。
- * 解釈の変更に伴い、遺構平面表示、野外模型、説明板等の修正が必要となっている。
- * 多賀城跡では最も早く整備された地区で、既に40年近くが経過し、老朽化が進んでいる。現在は新たな第Ⅱ期遺構の解釈に基づき、再整備が進められている。

[政庁南方地区]

政庁南方地区

- * 政庁 - 南門間道路の政庁取付き部で、発掘調査成果に基づき第Ⅱ期の石積み階段として既に整備されているが、年月も経っているために再舗装等の補修が必要な状況である。

[南門及び周辺地区]

南門及び周辺地区

- * 多賀城碑が現存する地区で、多賀城跡の中では最も歴史的な風情が感じられる場所である。
- * 南門跡が遺存する重要地区で、近年の公有化の進捗により周辺の民家が移転し、新たな整備活用の進展が求められている。

[作貴地区]

作貴地区

- * 政庁地区の東方に位置し、発掘調査成果に基づき第Ⅲ期の官衙遺構の平面表示等の整備が実施されている。
- * 中世空堀の露出展示覆屋については露出展示遺構の風化が進んでいるために、遺構の埋戻し、覆屋の再利用法の検討などが必要となっている。

大畑・東門地区 [大畑・東門及び周辺地区]

- * 東門跡や実務官衙跡が遺存する地区で、港（国府津）に繋がる道が通り、多賀城の実務面で重要な役割を担っていた。現在は東門や実務官衙の遺構平面表示が行われている。
- * すぐ近くに陸奥総社宮があり、また加瀬沼公園に通じる場所でもあることから、さらなる活用が望まれ、来訪者の誘引策の検討が必要である。

A2整備活用地区 口) A2整備活用地区

第2次保存管理計画の前に整備が実施された地区として以下の2地区がある。

六月坂地区 [六月坂地区]

- * 東門から続く東西道路を含む倉庫群の存在が確認された地区で、遺構の平面表示等の整備が実施されている。
- * 現在は史跡全体の遊歩道から外れていることもあり、来訪しにくい状況であるが、東西道路や倉庫群が存在した特徴的地区であることや、春には枝垂桜が開花する等、他の地区にはない魅力を備えている。

多賀城廃寺跡 [多賀城廃寺跡]

- * 特別史跡で最初に整備が実施された地区で、50年近くの歳月を経てもなお、良好に歴史環境が維持されている地区である。
遺構の残存状況が良く、寺院の伽藍配置が分かりやすいこともあって、史跡としての現況を生かした修景的整備が行われている。
- * 現在は近隣の住民や保育所の園児等が数多く訪れ、憩いの場としても親しまれている。

山林緑地保全地区 ② 山林緑地保全地区

第2次保存管理計画では前述の整備活用地区と一体的な緑地としての保全を図ってきており、積極的な整備活用は行っていない。

加瀬沼に面する多賀城跡北側の緑地では、北辺築地沿いの東半部で木道による遊歩道を設置していたが、現在は劣化による危険防止のため撤去されている。



六月坂地区



政庁地区



東門及び周辺地区



大畑地区



作貫地区



政庁南面地区



多賀城碑拓本



多賀城碑覆屋



南門及び周辺地区



多賀城廃寺跡

(上:「多賀城跡 - 発掘のあゆみ 2010-」宮城県多賀城跡調査研究所より一部編集のうえ転載)



東北歴史博物館



JR国府多賀城駅



史都多賀城万葉まつり



観光ボランティアガイド

多賀城跡の整備活用(現況)

また、作貫地区の丘陵斜面部の杉林についても、当該地区整備時に間伐、下枝払いなどによる既存緑地修景を実施しているが、既に25年以上が経過しているため、元の状態に戻っている。

湿地環境保全地区 ③ 湿地環境保全地区

第2次保存管理計画では出来るだけ農地としての維持を目指していたが、近年の農業環境の変化により徐々に公有化が進みつつある。このうち東南隅地区に関しては整備活用が進んでおり、現在の状況は以下のとおりである。

南東隅地区 [南東隅地区]

- * 多賀城跡南東隅の湿地域で低丘陵を挟んで、東辺材木堀遺構の保存施設や南辺築地跡の現況修景等の整備が実施されている。
- * 当地区は湿地域に遺存する木質系の遺構・遺物の保存のため、地下水位の低下を防止することを目的として湿生植物（アヤメ・花菖蒲等）を中心とした園地的整備活用を図っている。
- * 開花時期には、「史都多賀城あやめまつり」が開催され、数万人が訪れる等、活用が進んでいる例となっている。

新たな基本方針 2) 第3次保存管理計画における新たな基本方針

第3次保存管理計画では、保存管理のさらなる進展を図ることを目標として、第2次保存管理計画におけるA1整備活用地区について新たにS重点遺構保存活用地区とAⅠ遺構等保存活用地区に分けて設定している。

このうちS重点遺構保存活用地区を主な対象に平成23年度を計画初年度とし、10年間を目標に優先的かつ計画的に整備を実施することとする。

また、前述したAⅠ遺構等保存活用地区の既整備地についても、新たに整備活用を推進するS重点遺構保存活用地区との一体的活用にも十分に配慮したものとする。

S地区 ① S重点遺構保存活用地区の基本方針

- * 古代多賀城を象徴する中軸線として、多賀城南門、築地の実物大復元、政庁 - 南門間道路、南北大路の復元的整備を行い、分り易い歴史景観の形成を図る。
- * S重点遺構保存活用地区の遺構期は原則として第Ⅱ期を対象とする。
- * 政庁 - 南門間道路を横断している道路については、用途が変更可能になった段階で、地形の復元等による連続性の確保に関する検討を行う。
- * 南北大路及び政庁 - 南門間道路を移動する来訪者の視点でのビューポイントや周辺景観の修景にも配慮する。
- * ガイダンス施設の設置など、見学者の利便性、ボランティアガイド等の活動サポート

にも十分に留意したものとする。

② A I 遺構等保存活用地区の基本方針

A I 地区

- * S重点遺構保存活用地区に準じる地区として見学者の誘引策を検討するとともに、景観的にも全体的な維持向上を図る。
- * 先述の既整備地区に係る課題についても、S重点遺構保存活用地区と並行して、再整備や補修等を実施する。
- * 特に近年の発掘調査成果により説明板等の内容について修正が必要なものは、適宜新しい情報に更新する。

③ A II 遺構等保存活用地区の基本方針

A II 地区

- * 旧塩竈街道沿いで、江戸時代以降に形成された集落が存在する地区であり、第3次保存管理計画では生活文化構成要素として位置付けしている。
先述のS重点遺構保存活用地区、A I 遺構等保存活用地区の整備活用と並行して、地域住民との共営等による特別史跡と調和した集落景観の維持向上を図る。

④ 緑地環境保全地区の基本方針

緑地環境保全地区

- * 公有化が進捗し、まとまった緑地景観として修景可能な地区に関しては、史跡景観の一部として積極的な管理を行う。
- * 活用に関しても、状況に応じて里山的利用が可能な地区での体験学習等を検討する。

⑤ 湿地環境保全地区の基本方針

湿地環境保全地区

- * 極力公有化を行わず水田として継続を目指す。また、公有化が終了している旧水田については、可能な範囲で水田としての機能維持を図り、古代米栽培などの体験学習を検討する。

3) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画

整備活用計画

第3次保存管理計画における整備活用のイメージは、以下のマスタープラン及びマスタープログラムのとおりである。なお、実際の整備にあたっては、今後、宮城県が策定を予定している「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」にその内容が記載されなければならない。そのため、当該整備基本計画策定時における宮城県との協議の中で、あらためて第3次保存管理計画の整備活用イメージを基本に整備内容・整備期間等を十分に検討することとする。

① S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープラン

マスタープラン

イ) 遺構保存活用計画

遺構保存活用計画

- 政庁北面地区 * 政庁北面地区
- ・政庁地区の後背地としてふさわしい修景を行う。
 - ・管理事務所に併設する既存駐車場は大型バスの進入が困難なため、旧塩竈街道沿いに大型バスの乗降にも利用可能な広場を設置する。
 - ・また、当該広場には案内休息施設を設置し、ボランティアガイドの拠点、バスの待合や雨天時の避難場所等、来訪者の利便性向上にも配慮する。
- 政庁地区 * 政庁地区
- ・新たな見解に基づき第Ⅱ期政庁の平面表示について再整備を行う。
 - ・既存の野外模型や説明板等で、内容的に修正の必要性が生じているものについては適宜更新する。
- 政庁南面地区 * 政庁南面地区
- ・既整備の石積み階段について舗装等の補修による全体的な修景を行う。
- 城前地区 * 城前地区
- ・発掘調査成果に基づき、第Ⅱ期の遺構について平面表示を行う。
 - ・当該地区については政庁地区、鴻の池地区、南門地区への良好な眺望が確保できる立地上の利点があり、これらに十分に配慮した整備を実施する。
- 鴻の池地区 * 鴻の池地区
- ・近年の発掘調査成果に基づき、想定される園池の復元的整備に関連して、園池の範囲等を確認するための発掘調査の必要性も含めて今後の検討課題とする。
 - ・当時の園池にふさわしい周辺景観についても合わせて検討する。
 - ・当該地区に広がる湿地域には貴重な木質系の遺構・遺物が存在するため、これらの遺存環境の保全にも十分な配慮を図る。
 - ・生活排水や雨水が流入することから、下水道計画との調整を図っていく。
- 南門及び周辺地区 * 南門及び周辺地区
- ・第Ⅱ期の南門及び築地の一部について実物大復元を行う。
 - ・多賀城碑を含め周辺地区の関連整備、緑地修景を行う。
 - ・建物復元に合せ、第Ⅱ期の政庁－南門間道路及び南北大路について復元的整備を行う。
 - ・現在、政庁－南門間道路を横断している県道泉・塩釜線については、市道変更時に一部埋立て（地形復元）等による政庁－南門間道路の連続性を確保する方向で検討する。また、市道丸山線の現市道についても管理用部分を除き、同様の目的で埋立て（地形復元）を行い廃止を検討する。
 - ・既存の便所及び駐車スペースについても、前述の南門及び築地の復元や市道廃止に伴い、撤去のうえ地形等の復元を行う。
 - ・南門復元建物の南方で、南北大路沿いにガイダンス施設、多目的広場、便所・駐車場等を設置し、来訪者を南北大路・政庁－南門間道路へ誘導する。
- 館前遺跡 * 館前遺跡
- ・建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一棟については案内休息機能を持たせた復元的な施設とする。
 - ・当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有する事から、多賀城跡全体の案内板を

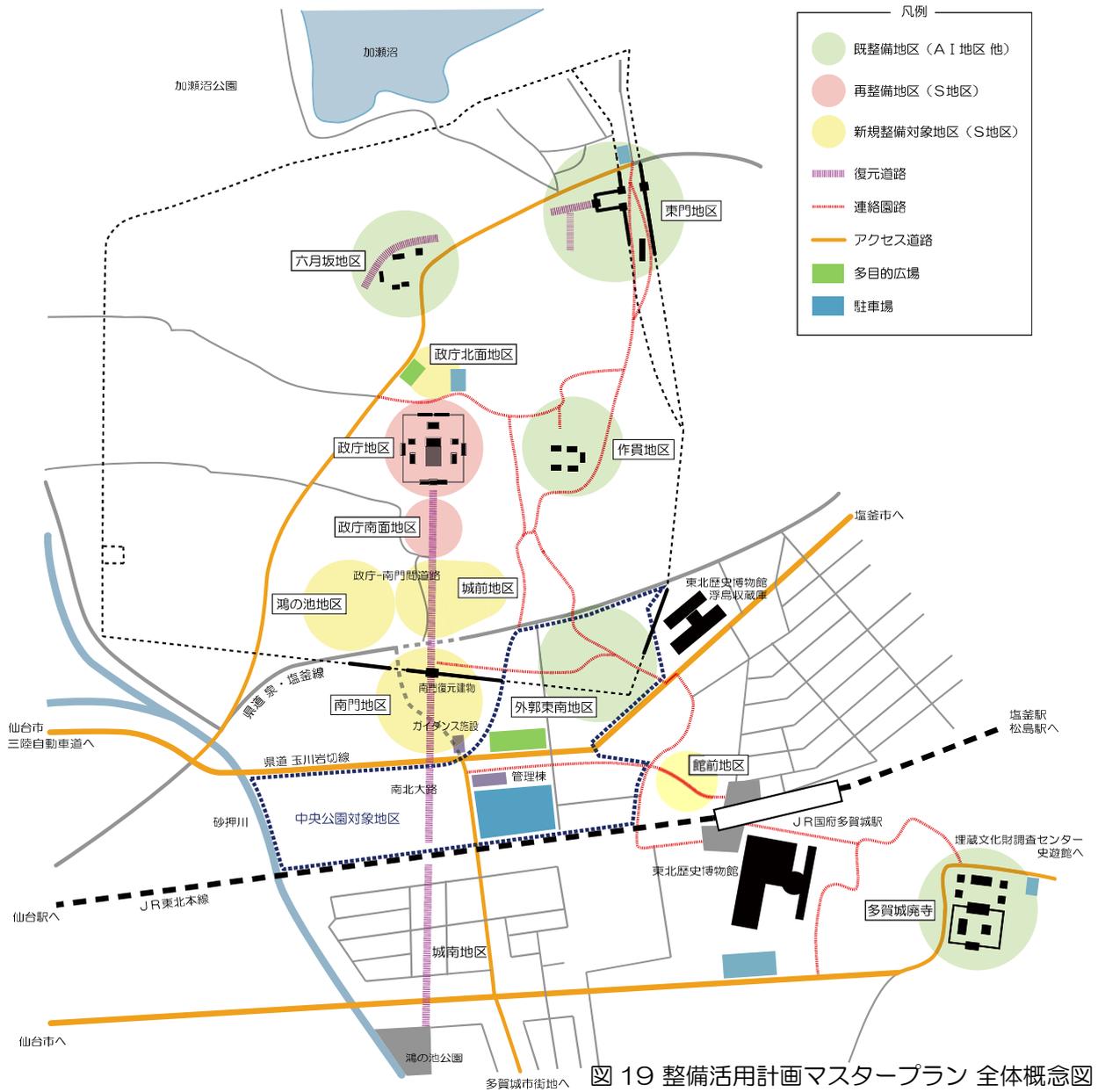


図 19 整備活用計画マスタープラン 全体概念図



南門（第Ⅱ期）復元建物イメージ図

設置する等の情報提供を行う。

ロ) 施設配置計画

ガイダンス施設 * ガイダンス施設

- ・玉川岩切線の北側で南北大路沿いに、S重点遺構保存活用地区を中心とした史跡見学の拠点としてガイダンス施設を設置する。
- ・現段階ではガイダンス施設の規模及び機能について、以下の内容を想定する。
意匠等：歴史景観にふさわしい意匠・構造とし、規模等については今後の検討とする。
機能等：展示機能～主にS重点遺構保存活用地区を対象とした展示内容とし、東北歴史博物館、埋蔵文化財調査センターの展示との役割分担にも配慮するとともに現地に即したガイダンス機能の充実を図る。
学習機能～隣接する多目的広場も併用し、現地を生かした歴史学習の場所としても活用する。
情報機能～特別史跡に関連する様々な情報を提供する。
拠点機能～ボランティアガイド等の活動拠点として利用する。

案内・休息施設 * 案内・休息施設

- ・来訪者の利便性に配慮し、各地区に必要な応じて小規模な案内・休息施設を設置する。

説明板等 * 説明板等

- ・全体的なサインシステムを検討し、それに基づき、適宜必要な説明板等の新設や更新を行う。
- ・音声ガイドやユビキタス等の解説ソフトの効果的な導入についても検討し、来訪者の希望に合せた情報入手方法の選択を可能にする。

便所・多目的広場 * 便所・多目的広場

- ・ガイダンス施設に隣接して来訪者用の多目的広場と便所を設置する。
- ・多目的広場については、大型バスや車イス利用者などの乗降スペースとして配慮するとともに、全体的な緑化修景を行い史跡景観との調和を図る。

動線計画 八) 動線計画

* 歩行者動線

- ・来訪者の動線については、南北大路、南門復元建物、政庁 - 南門間道路、政庁跡を結ぶ多賀城の中軸線を再現する。
また、東北歴史博物館やJR国府多賀城駅から南北大路までの連絡遊歩道を新たに中央公園内に設置する。
- ・第2次保存管理計画期間中に設置されたA1整備活用地区の既設遊歩道との接続等、全体的な遊歩道の一体的な利活用にも配慮する。



S重点遺構保存活用地区全景（南より）



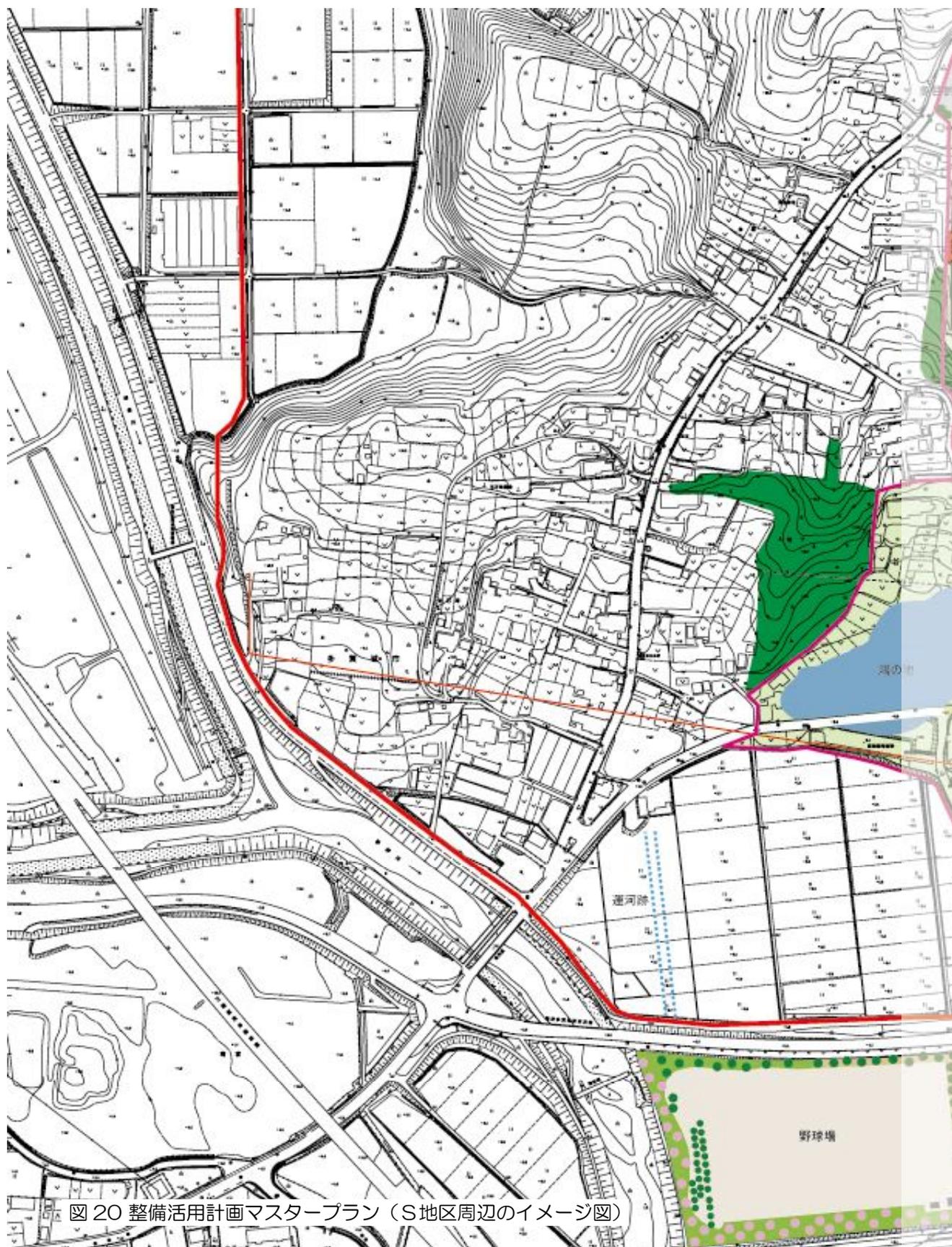


図 20 整備活用計画マスタープラン（S地区周辺のイメージ図）



この図は、現段階で想定されるイメージ図であり、詳細については宮城県が策定する「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」の策定段階で再度検討を行う。

特別史跡内の見学用順路の案内に関しては、ガイダンス施設やパンフレット等による分かり易い情報提供の方法について検討する。

＊ 自動車動線

- ・ 自家用車での来訪者については、ホームページや現地での案内板・パンフレット等により駐車場の場所やそこを起点とした周辺史跡案内情報の提供を行う。
- ・ 大中型バスでの短時間見学等に配慮し、政庁北面地区に乗降も可能な多目的広場を設置する。

緑化修景計画 二) 緑化修景計画

＊ 南北大路周辺、鴻の池地区周辺、南門地区周辺

- ・ 主に上記の地区については、南北大路や政庁－南門間道路からの眺望の背景林として良好な景観の形成を図るために、既存緑地の修景や新たな緑化を行う。
- ・ 地形復元に伴う地被植栽については、歴史的景観に沿った種類を選択するとともに、盛土の崩壊防止にも留意したものとする。

マスタープログラム ② S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープログラム

第3次保存管理計画の期間は平成23年度を初年度とし、平成32年度までの10年間を目途とすることは先に述べたとおりである。

整備活用事業については「第2章保存管理の経緯と実績／2. 関連事業の実績」で触れているとおり、第2次保存管理計画以降、「多賀城跡環境整備長期基本計画」に基づき、宮城県多賀城跡調査研究所を事業主体として長期に渡り継続的に実施されてきている。

第3次保存管理計画の整備活用の方針においては、この長期基本計画を踏まえ、政庁－南門間を結ぶ多賀城の中軸線を対象としたS重点遺構保存活用地区を新たに設定し、先に掲げたマスタープランに基づく整備活用のさらなる進展を目標としている。

第3次保存管理計画の期間を目途としてマスタープランの具体化を図るためには、従来環境整備事業に加え、新たに事業を並行して実施していく事が必要不可欠である。

特別史跡の環境整備事業に関する従来継続事業と新たな事業について、それぞれのマスタープログラムの位置付けを示すと以下のとおりである。

＊ マスタープログラム A：従来からの継続事業

宮城県多賀城跡調査研究所が主体となり、発掘調査の成果に基づき遺構の表現や解説等を目的とした整備を継続的に実施している事業で、現在は平成22年度を初年度とする第9次5カ年計画が進行中である。

＊ マスタープログラム B：新たに並行して行う事業

従来からの継続事業以外で、第3次保存管理計画の計画期間を目途として南門建物復元等の実施を図る事業で、主体は管理団体である多賀城市教育委員会文化財課を想定している。計画が長期間に及ぶため事業対象も含め、適宜宮城県と調整を行い進める。

S地区に係る整備活用計画マスタープログラム(案)

H21・22 2009・2010	区分 年度 対象地区	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021
「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」策定	マスタープログラム A	環境整備事業年次計画	第9次5ヵ年計画				第10次5ヵ年計画				第11次5ヵ年計画	
		政庁地区	平面表示等の再整備									
		政庁南面地区					階段再整備					
		城前地区					基盤整備					
		政庁-南門間					政庁-南門間整備					
	鴻の池地区	発掘調査の検討		発掘調査								
	マスタープログラム B	政庁北面地区			実施設計	多目的広場・案内休息施設 他		(供用開始予定)				
		城前地区					実施設計	利便施設等整備				
		南門及び周辺地区	復元検討委員会 (文化庁)	実施設計調整 (工事準備)	南門建物復元		築地塙復元		(供用開始予定)			
						実施設計	周辺修景整備					
		基本設計	実施設計	ガイダンス施設・多目的広場 他		実施設計		南北大路復元整備				
その他	作費地区再整備等具体案の検討		実施設計	作費地区覆屋修繕等				実施設計	館前遺跡整備等			
												(逐次供用開始予定)

この図は、現段階で想定されるプログラムであり、詳細については宮城県が策定する「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」の策定段階で再度検討を行う。

現段階で想定されるマスタープログラムの案については別表のとおりであるが、詳細については先述のマスタープランと併せて基本計画策定段階で再度調整を図ることとする。

2. 特別史跡周辺地域について

特別史跡周辺地域

1) 特別史跡周辺地域の整備活用に係る現況

現 況

近年、特別史跡の周辺、特に南面地域の開発が著しく進んでおり、多賀城跡と密接に関連する整備活用面での調整や歴史に係る周辺景観としての維持向上が求められている。特別史跡に直接的に係るものをあげ、現況や課題について簡単に整理すると以下のとおりである。

[東北歴史博物館]

東北歴史博物館

- * 平成 11（1999）年に開館した県立の歴史博物館で、東北地方の歴史全般を研究対象としており、県外各地からも多数の来館者がある。
- * 立地的に特別史跡多賀城跡附寺跡と密接に関連しており、史跡めぐり等も定期的開催されている。
第2次保存管理計画においても特別史跡を「遺跡博物館」として形成することを目指しており、本計画でもS重点遺構保存活用地区を中心に「遺跡博物館」形成のさらなる進展を図ることで、東北歴史博物館との相互連携を深める必要がある。

[JR国府多賀城駅]

JR国府多賀城駅

- * 東北歴史博物館開館後の平成 13（2001）年に営業開始し、鉄道による博物館へのアクセスや城南地区を中心とした周辺住民の利便性向上に大きな役割を果たしている。
- * 当駅を起点とした特別史跡への誘導は今後の重要な課題であり、南北大路に至る分り易く誘引力のある歩行者用の遊歩道の設置が不可欠である。

[多賀城市中央公園]

多賀城市中央公園

- * 多賀城跡の南に広がる都市公園区域で、城南地区との緩衝地帯としての役割が期待される。
- * 南門から南に延びる南北大路の復元、管理棟、駐車場等が計画に盛り込まれており、特別史跡指定地域と重複している地域も含めて、第3次保存管理計画における整備活用に関する方針のなかで相互に十分な調整を行う必要が生じている。

[城南地区]

城南地区

- * 多賀城跡の南に広がる古代のまち並み跡にほぼ重複して開発された住居地域で、発掘

調査で確認された南北大路についても新しい住宅地の中で復元的に表示されている。

- * 特別史跡指定地内の生活文化構成要素に準じて、歴史的風致維持向上計画に沿った景観面での質の向上に向けた施策が望まれる。

玉川岩切線 [玉川岩切線]

- * 多賀城跡の南に接して東西に延びる新たに設置された県道で、三陸自動車道とインターによって接続する計画もあり、仙台や松島・塩竈方面から特別史跡へのメインアクセスとしての役割が期待される。
- * この道路が通ることによって県道泉・塩釜線の交通量の減少が期待され、道路が横断し、機能的に不連続となっている政庁－南門間道路の連続性の確保が可能となる。

加瀬沼公園 [加瀬沼公園]

- * 多賀城跡の北にある加瀬沼を中心とした地域に「人と自然との調和」をテーマとし、緑豊かな環境の中で、誰もが日常的な健康づくりができるレクリエーションの場を提供するために設置され、多くの市民に親しまれている。
- * 当公園と多賀城跡北辺地域の緑地との一体的な利活用の進展が望まれている。

S地区南面地域 2) S重点遺構保存活用地区南面地域の整備活用方針

特別史跡の南面地域で整備活用計画に密接に関連する課題として、多賀城市中央公園整備事業との調整、東北歴史博物館及びJR国府多賀城駅と南北大路を連絡する遊歩道の確保があげられる。

これらの課題に対する現段階での方針については、以下のとおりである。

中央公園整備 ① 多賀城市中央公園整備事業

特別史跡と重複する玉川岩切線より北側の地域については、先に記したとおりである。同県道の南側については、特別史跡と城南地区の緩衝地帯として重要な空間であることから、今後の事業内容について次のような配慮が求められる。

- * 総合公園であり、現在はスポーツ施設の整備が進んでいる。周辺部及び駐車場については極力緑化を図り、特別史跡との景観的連続性の形成を目指す。
- * 大路広場については、イベントの開催など多目的な利活用に対応可能な機能を持たせる。
- * 管理棟や駐車場については、特別史跡に関連する大規模イベント時の臨時利用にも配慮したものとする。

動線整備 ② 東北歴史博物館・JR国府多賀城駅からの動線整備

特別史跡の見学起点として東北歴史博物館やJR国府多賀城駅が大きな役割を果たすことが想定される。現在は周辺地区の急速な開発により、特別史跡へのアプローチが分りにくい状況である。

多賀城跡へ正面からの導入を目指すためにも、以下のような南北大路及び政庁 - 南門間道路まで誘導するための動線整備が必要である。

- * JR国府多賀城駅の北西に隣接する館前遺跡について、特別史跡への導入地点として次のような整備活用を目指す。
 - ・建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一棟については案内休息機能を持たせた復元的な施設とする。
 - ・当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有する事から、多賀城跡全体の案内板を設置する等の情報提供を行う。
- * 館前遺跡から南北大路沿いのガイダンス施設を連絡する遊歩道を、次のことに留意しつつ設置する。
 - ・中央公園内北側に計画されている道路を、遊歩道としての併用に配慮し修景整備する。
 - ・遊歩道移動中は右前方に南門復元建物やガイダンス施設が望めるように、高木植栽等は行わず、特別史跡側の眺望を確保する。
 - ・一方、スポーツ施設のある反対側は遊歩道に沿って花木等の植栽を行い、景観的な緩衝を図る。
 - ・玉川岩切線の交差点については、目的地への横断等が一度で済むようなスクランブル方式等について検討する。

3. 多賀城市域関連地区について

多賀城市域関連地区

1) 多賀城市域関連地区についての考え方

多賀城市域には、特別史跡多賀城跡附寺跡の他に、県及び市指定文化財が数多く存在し、その中には末の松山、沖の井などの歌枕ゆかりの地や中世の板碑などが知られている。

これらの歴史関連地区については、第3次保存管理計画と密接に関わる計画として、並行して策定を進めている「多賀城市歴史的風致維持向上計画」で触れている。

多賀城市域関連地区については、特別史跡多賀城跡附寺跡を中心としたこの「多賀城市歴史的風致維持向上計画」に基づき整備活用を図ることとする。

2) 「多賀城市歴史的風致維持向上計画（案）」からの抜粋

歴史まちづくり法

ここでは市が平成23年度に認定を目指している「多賀城市歴史的風致維持向上計画（案）」のうちの第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針及び第4章 重点区域の位置及び区域から抜粋・転載することとし、多賀城市域関連地区について共通する基本方針とする。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針

取り巻く課題

1 多賀城市の歴史的風致を取り巻く課題

特別史跡

(1) 特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用に関する課題

特別史跡多賀城跡附寺跡は、大正11年に史跡指定され、昭和41年には特別史跡に昇格し、早くから保存管理や環境整備が進められてきた。しかし、40年以上の歳月を経て、風雨により整備箇所の傷みが生じているとともに、江戸時代以来史跡の保護顕彰に尽力してきた地元住民の高齢化や担い手不足により、史跡の維持や管理に支障をきたしている。

また、多賀城跡が平城宮跡や大宰府跡と並ぶ史跡であり、市名の由来になっているにもかかわらず、多賀城跡に関する興味関心が少ないため、歴史や文化を誇りに感じている人も少ない。

一方、現在整備が進んでいる多賀城駅や史跡直近の国府多賀城駅から誘導するための案内標識等の不足や観光ルートとしての曖昧さが目立つ。

政庁跡部分に関しては、史跡としての本質的な構成要素が埋蔵文化財であり、史跡整備も平面表示が中心であることから、視覚的に理解されにくく、またその歴史的背景も詳細には表示されていない。結果として、観光資源としてのシンボル性にも乏しく史跡だけの表示だけでは観光政策に限界がある。これらにより周辺の仙台、松島といった主要な観光地に隠れ、そのため史跡を訪れる人が少なく大きな課題を生じさせている。

歴史的建造物

(2) 歴史的建造物に関する課題

本市には、特別史跡のみならず、歴史的建造物が数多く分布している。そのうち歴史的風致を形成している指定文化財については、長年に渡り保護に努めてはいるものの、歴史的な価値や認識が容易には分からない状態となっており、例えば歌枕の地などでは、水環境の悪化が進み、歴史的な建造物そのものの価値が損なわれている。

一方、未指定の建造物に関しては、調査が実施されていないものがほとんどであり、歴史的価値が見出されていないことから、老朽化により除却されることが懸念されている。特に、農村集落には、歴史的風致を構成している個人所有の板倉、石倉、土蔵が遺されているが、中でも市川・南宮地区の板倉は、保存方法の近代化により用途が失われつつあり、老朽化と併せ消失に拍車をかける状態となっている。また、貞山運河において波の浸食により石組護岸の崩落が見られ、保存状態が良くないところが見受けられる。

これらの歴史的建造物については、文化財の価値を知ってもらうための案内標識や説明板がほとんどなく、歴史的に認知されていないことから、人々の関心度も非常に低い。

歴史的な景観

(3) 歴史的な景観に関する課題

本市は仙台市に隣接することからベッドタウン化が進み、歌枕周辺まで影響が及んでいる。これらの住宅については、都市計画上の制限や景観形成に関する規制がないことから、歌枕の地としての風情を損ねるような状況が見受けられる。

また、特別史跡周辺には、整備された史跡景観と江戸時代以来の農村景観が調和した風景が

残っているが、多賀城南門跡から政庁跡を見ると電柱や電線類が眺望を阻害している。また、近くには高層マンションが建設されているなど特別史跡の景観保全に支障を来している。

さらに、塩竈街道では、近年、コンクリートブロック塀の設置や用水の暗渠化、市街化などにより、歴史的な道であることが認識しづらい環境となっている。

(中略)

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市全域におよぶ歴史的風致を維持向上し、後世に脈々と継承していくために、前章で掲げた課題を解決すべく、以下のとおり基本方針を定める。

(1) 特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用に関する方針

保護顕彰の対象となってきた特別史跡に関しては、文化財保護法や保存管理計画に基づき、適切に保存・管理・修復等の措置を講じ、史跡の一体的な活用を図る。

また、案内板や史跡説明板などの老朽化した施設等の修理・修復をはじめ、新たな設置・整備によるわかりやすいルートの表示を推進する。

さらに、地域住民のみならず市内外の人々への歴史認識を高めるべく、文化財の拠点施設、かつ観光面のシンボリック的存在として多賀城南門等の復元を実施する。

(2) 歴史的建造物に関する方針

文化財の周辺環境については、環境悪化を防ぐための必要な措置を講じ、歴史的建造物としての価値を再生する。

また、未指定の建造物に関しては、調査結果を踏まえた上で歴史的風致形成建造物に指定し、滅失の防止や修理・修復などに対する支援策を講じる。特に、板倉等の貴重な建造物については積極的な保存方法、活用方針を検討する。また、貞山運河に関しては、建造物そのものが有する歴史的価値を調査・検証することにより、市内外の人々に広く認識されるような取り組みを実施する。

さらに、市内に点在する建造物を繋いで「歴史の道」を定義し、回遊性の高いネットワークを構築していく。

(3) 歴史的な景観に関する方針

歴史的風致を形成している地区では、歴史的景観の阻害要因となる建築物や屋外広告物などに対して、市民協働のもと、景観計画の策定を実施し、適正な規制誘導を行い風情のある街並みの形成を図る。

また、史跡景観や農村景観と調和した良好な景観を形成するため電線電柱類の地中化や沿道の修景整備を実施する。

方 針

特別史跡の保存と活用

歴史的建造物

歴史的な景観

庁内体制

4 歴史的風致の維持及び向上の推進における庁内体制

計画の推進にあたっては、建設部都市計画課と教育委員会文化財課が事務局となって歴史まちづくりワーキング会議にて連絡調整を行い、法律第11条に規定される多賀城市歴史的風致維持向上協議会や文化財保護委員会とも協議しながら、計画の変更や事業の追加・削除について実施していくこととする。なお、多賀城市歴史的風致維持向上協議会は毎年恒常的に実施し、その都度事業の進行管理や歴史的風致の維持向上について確認を行うものとする。歴史的風致を維持向上するための事業を展開するにあたっては、関係機関や個人との連携を図りながら事業の円滑な実施に資することとする。

さらに、計画の重大な変更にあたっては、法定協議会の調整・協議を行い、市民意見を聴取して計画の更新を行うこととする。

第4章 重点区域の位置及び区域

設定の考え方

1 重点区域設定の考え方

重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な地域である。このため、重点区域は、国指定文化財を中心とした地域で、それと深く関わる文化財と伝統的な活動が連綿と続いている地域を基本として設定する。

本市には、特別史跡多賀城跡附寺跡やそれを背景に歌枕の地に代表される歴史的建造物が所在し、地元の集落の人々による江戸時代以来の保護顕彰活動により受け継がれ、そしてそれらの人々による営農活動といった伝統的な営みが今日まで展開されている。これらの歴史的風致については、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法による規制などによりこれまでも維持向上を図ってきたが、価値付け不足や老朽化による農村集落内の板倉の解体、多賀城跡などの保護顕彰や営農活動といった伝統的な活動の担い手の高齢化・後継者不足など、歴史的風致が徐々に失われつつあるのが現状である。

これらの課題を解決し、今ある歴史的風致を高め、次世代に継承していくために、歴史的風致とそれらを取り巻く周辺環境を一体的に含めた範囲を重点区域として設定し、歴史的風致の維持向上を図る。

なお、重点区域は今後、本計画を推進することで、多賀城の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が生じた場合には、随時見直しするものとする

位置及び区域

2 重点区域の位置及び区域

名称及び面積

(1) 重点区域の名称及び面積

名称：多賀城市歴史的風致維持向上地区

面積：約327ha

(2) 重点区域の位置

多賀城市においては、保護顕彰活動によって伝えられてきた特別史跡多賀城跡附寺跡や歌枕と農村集落の原風景が重層的になっていることにより、歴史的風致が形成されている。

このため、本市における重点区域の位置は、特別史跡多賀城跡附寺跡と多賀城外のまち並みが展開されている山王・市川橋遺跡、古代多賀城や歌枕を保護顕彰し江戸時代以来の地割りが残る

市川・八幡の集落、江戸時代以来の農村集落としての佇まいを色濃く残す南宮集落を中心に設定し、さらに、これらの地域の人々の営みに重要な役割を果たしてきた砂押川や貞山運河、塩竈街道を含むものとする。

(3) 重点区域の区域

重点区域の区域は、本計画による事業の効果を高めるため、特別史跡を中心に、まち並みの連続性や一体性を考慮しながら、都市計画における市街化区域、遺跡の範囲、道路、河川などの境で設定する。また、今後景観に関する施策を展開する区域も含めて重点区域に設定する。

具体的には以下の区域によって重点区域を定める。

- ① 特別史跡及び歌枕の地（ただし、特別史跡のうち指定地が離れている柏木遺跡は含めない）
- ② 古代多賀城のまち並みが発見されている市川橋遺跡の範囲
- ③ 古代多賀城と歌枕の地を保護顕彰活動してきた市川・八幡地区
- ④ 塩竈街道沿いの南宮・山王地区のうち、歴史的風致を構成する板倉等の建造物が多く分布し、今後良好な景観形成を図りたいと考えているJR東北本線北側の市街化区域と仙台市との行政界までの塩竈街道沿道区域
- ⑤ 市川橋下流の砂押川
- ⑥ 貞山橋一の橋間の貞山運河

3 期待される広域的な効果

これまで多賀城市では、「史跡のまち」や「史都・多賀城」という名目で内外に謳ってきたものの、環境の変化や経済状況の転換等により、事業の進捗が進まない状況であった。今回、歴史的風致維持向上計画の策定を契機として、埋蔵文化財以外の分野に関しても積極的に保全と活用を図ることで、本当の意味での歴史のまちとして成長する絶好の機会を得たと考えられる。

多賀城跡の歴史的建造物の復元及び修景、景観計画の策定、歌枕や貞山運河の魅力創出、さらには新たな歴史的価値を見出しつつある繁柱板倉等の保存活用等を重点区域内で展開することにより、多賀城市特有の歴史的風致が多くの人々に伝えられ、観光集客や郷土愛、誇りの醸成に繋がることが期待できる。

位 置

重 点 区 域

広 域 的 な 効 果

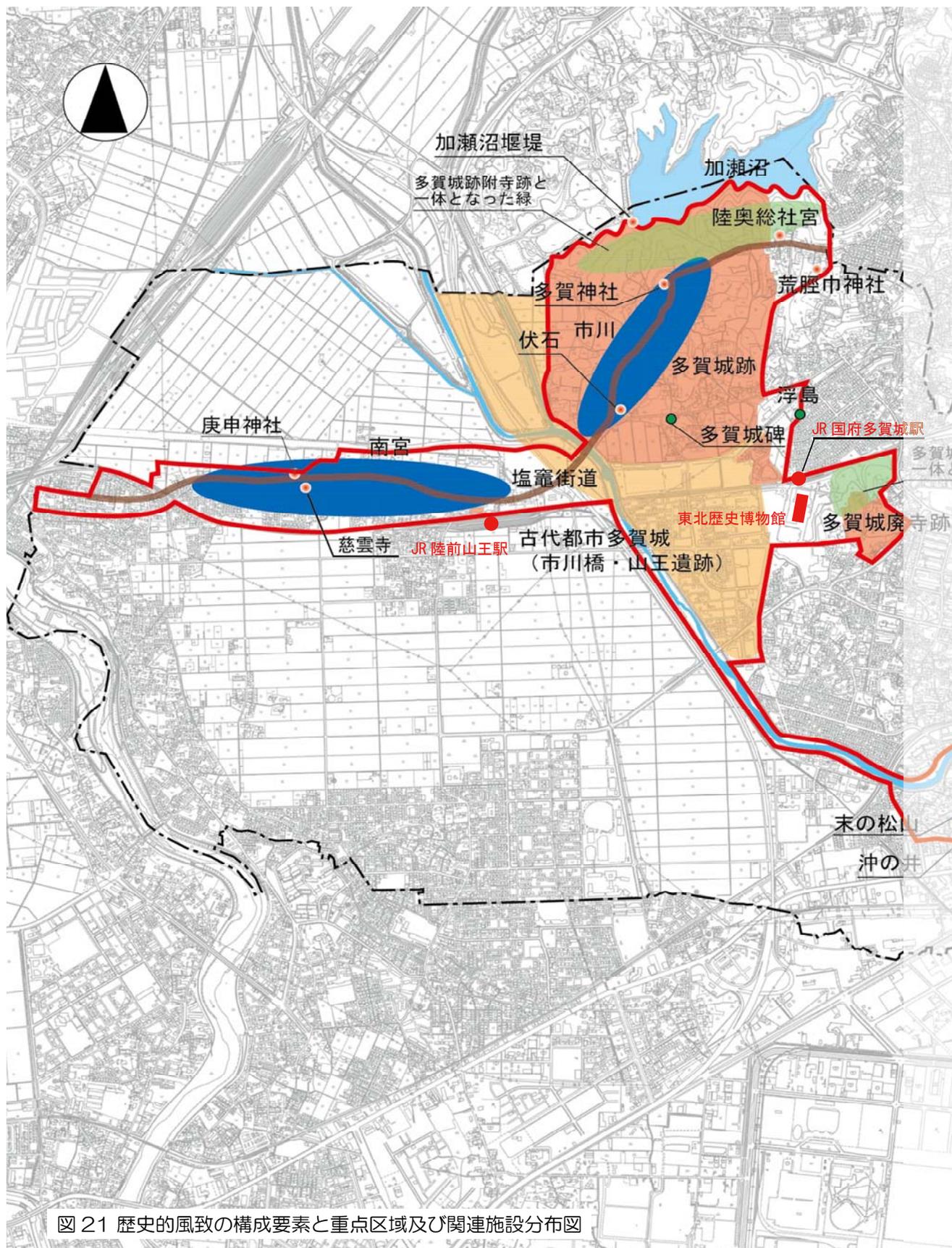
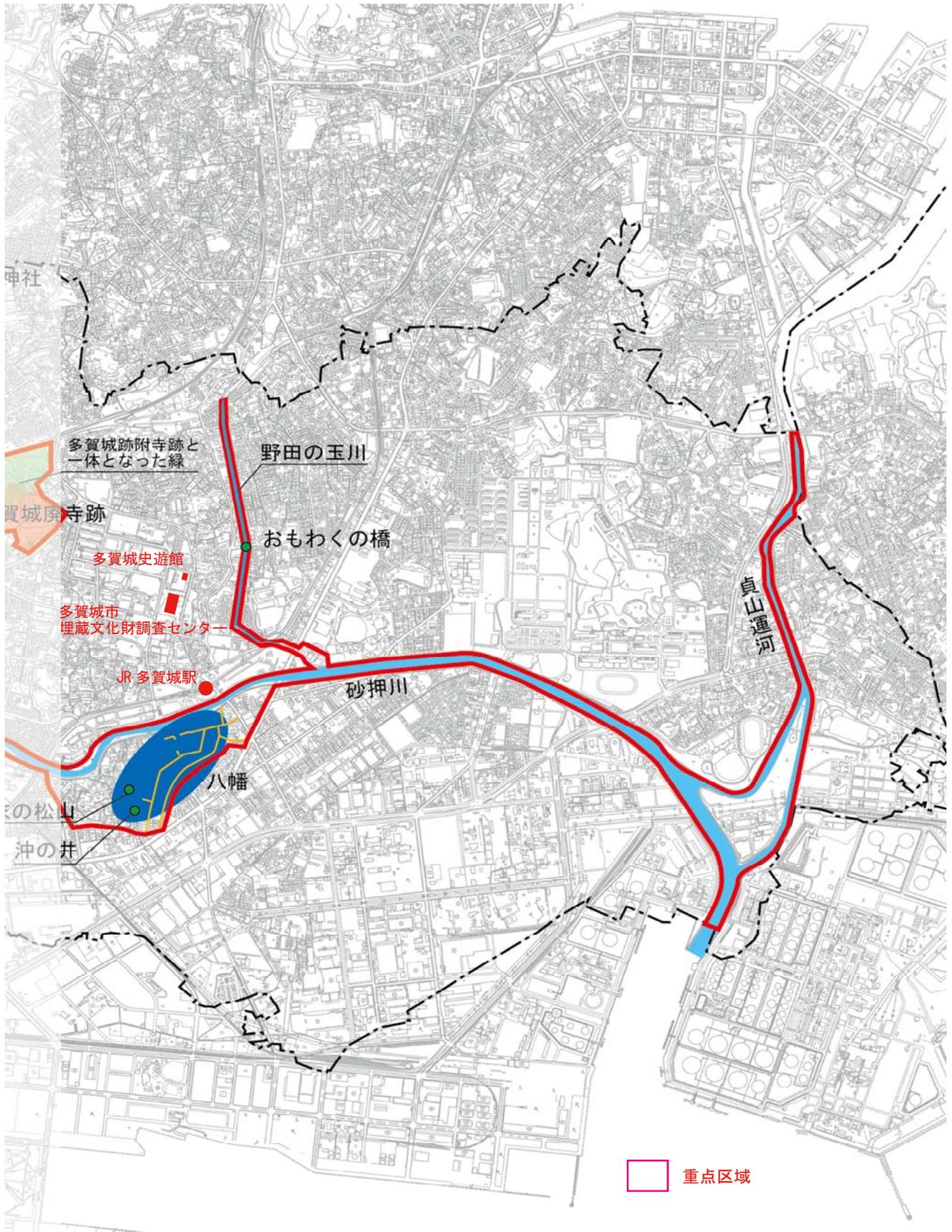


図 21 歴史的風致の構成要素と重点区域及び関連施設分布図





多賀城市域西半航空写真（南より）



多賀城市域東半航空写真（西より）

① 特別史跡及び歌枕の地



政庁跡航空写真（南より）



政庁跡（南より）



多賀城碑覆屋（南より）



多賀城碑



多賀城廃寺跡航空写真（南より）



多賀城廃寺跡（南より）



特別史跡と一体となった緑



浮島（歌枕の地）



野田の玉川（歌枕の地）



おもわくの橋（歌枕の地）



末の松山（歌枕の地）



沖の井（歌枕の地）

② 古代多賀城のまち並み（市川橋遺跡）



古代多賀城のまち並みイメージ図



道路跡（発掘調査）



運河跡（発掘調査）

③ ①の区域を保護顕彰活動してきた地区



市川地区



八幡地区

歴史的風致維持向上計画における重点区域の構成要素

④ 塩竈街道沿道区域



⑤ 砂押川（市川橋遺跡下流）



⑥ 貞山運河



⑦ 関連施設（重点区域外）



多賀城市域に所在する指定文化財

[国指定文化財]

種別	凡例	名称	管理者	指定年月日	備考
史跡	●	多賀城跡附寺跡	多賀城市	大正11年10月12日	特別史跡
古文書	●	多賀城碑	文化庁	平成10年6月30日	重要文化財
工芸品		白長覆輪太刀	東北歴史博物館	昭和14年5月27日	
考古資料		埴輪武装男子半身像		昭和15年5月3日	
		硬玉製有孔玉器		昭和37年2月2日	
		硬玉製磨製石斧		昭和48年6月6日	
		田柄貝塚出土品		平成10年6月30日	
	里浜貝塚出土品	平成12年6月27日			

[県指定文化財]

種別	凡例	名称	管理者	指定年月日	備考
建造物		今野家住宅附中門	東北歴史博物館	平成4年10月30日	有形文化財
考古資料		遮光器土偶		平成8年12月25日	
		顔面付き角製簪		平成10年12月4日	
		角偶		平成10年12月4日	
		カマ神		平成10年12月4日	
				昭和60年5月24日	

[市指定文化財]

種別	凡例	名称	所在地	指定年月日	備考
史跡	●	南安楽寺古碑群	新田	昭和48年12月18日	正応3年銘他
		伏石	市川		弘安10年銘
		弘安の碑	高崎	平成13年11月1日	弘安7年銘
名勝	●	末の松山	八幡二丁目	昭和47年12月7日	
	●	沖の井			
考古資料	①	「観音寺」銘墨書土器	中央二丁目 (埋蔵文化財調査センター)	平成17年11月1日	多賀城廃寺跡関連
	②	題箋軸木簡			山王遺跡関連
	③	陸奥国戸籍関係漆紙文書			多賀城跡関連
	④	壺 鎧			市川橋遺跡関連
	⑤	横 笛			
	⑥	刀			
古文書	⑦	菊池家文書		平成22年7月1日	近世市川地区関連
	⑧	天童家文書			近世八幡地区関連

凡例 ●：重点区域関連指定文化財（写真前掲）／ ○：重点区域関連指定文化財（写真下掲）

